

HPVワクチン《公費接種》最終年度のご案内

町田市では、予防接種法で定められているHPV感染症（子宮頸がん）の予防接種を実施しております。対象の年齢であり、これまでに3回の接種を済ませていなければ無料で接種を受けられます（接種費用は全額を公費で負担しますが、下記の通り、その最終年度となりましたのでご案内いたします。

なお、接種の開始時期や間隔によっては、全3回の接種の途中で、公費負担での接種の期限を過ぎる可能性がありますのでご注意ください。

HPV感染症（子宮頸がん）予防接種

・公費接種の最終年度となる対象者

平成22年4月2日～平成23年4月1日に生まれた、
高校1年生（相当）の女子（令和9年3月31日時点で16歳の女子）

・公費接種の期限 **令和9年（2027年）3月31日（水）**

・接種場所 町田市内の他、八王子、日野、多摩、稲城、 相模原の各市の指定の医療機関

・接種ワクチン シルガード9（9価ワクチン） ※筋肉内注射

・接種回数 3回 （過去に接種歴がある場合は3回目の接種まで）

※14歳までに1回目を接種した場合は、2回目までの接種で「接種完了」として差し支えありません。

（注）接種間隔は1回目から3回目まで概ね6か月ですが、被接種者の希望に基づき、医師が可能と判断すれば、最短4か月での接種も可能です。

（注）期間内に必要な回数の接種を終えられず、残る接種を希望する場合は全額が自己負担となります。

（注）満15歳の誕生日の前日までにシルガード9（9価ワクチン）で1回目を接種し、5か月以上の間隔を空けて2回目を接種する（した）場合は、その2回で接種を終えることが可能です。（その後3回目の接種を受けることも可能ですが、接種間隔は2回目から3か月以上空けてください。）

（注）通算で4回目以降の接種は、安全性、有効性が確認されていません。また、公費接種の対象外です。

接種に際してご確認いただきたいこと

「町田市子育てサイト」に、以下の情報を掲載しています。
右の二次元コードからアクセスして、接種前に確認ください。

- ・実施医療機関一覧
- ・接種にあたっての留意事項
- ・接種後の注意
- ・健康被害救済制度
- ・市外の医療機関で接種する場合のお手続き
- ・その他、予防接種の接種時期等



このはがきは、町田市に住民登録がある方（および転入された方）のうち、対象の年齢の方に送付しています。このお知らせの前に3回の接種を済ませている場合は、公費接種の対象外です。